

岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金（以下「転居費用助成金」という。）の交付について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 転居費用助成金は、岐阜県犯罪被害者等支援条例（令和3年岐阜県条例第7号。以下「条例」という。）第15条、第16条及び第18条の規定に基づき、犯罪等による被害のために、従前の住居に居住することが困難になったと認められる者が転居するために要する費用（以下「転居費用」という。）を助成することにより、当該者の居住の安定等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「犯罪」とは、条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

2 この要綱において、「被害者」とは、犯罪によって、その生命又は身体に被害を受けた者をいう。

3 この要綱において、「遺族」とは、次のいずれかに該当する者をいう。なお、各号に掲げる者には、法律上の身分関係はないが、これと同視し得る事情にある者を含む。

(1) 被害者の配偶者で、被害者が被害を受けた時に被害者と同居していた遺族

(2) 被害者の二親等以内の親族で、被害者が被害を受けた時に被害者と同居していた遺族

4 前3項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、条例で使用する用語の例による。

(要件)

第4条 転居費用助成金は、予算の範囲内で、次に掲げる要件の全てを満たすときに交付するものとする。

(1) 被害者が被害を受けた犯罪が、次のいずれかの犯罪に該当すること。

ア 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）、略取・誘拐、人身売買、逮捕・監禁、逮捕等致死傷、傷害致死又は全治1か月以上の傷害

イ その他生命又は身体を害する行為で知事が必要と認めるもの

(2) 犯罪による被害を受けた時に被害者が、岐阜県内に居住していたことが、住民票その他の書類等により証明できること。

(3) 犯罪による被害を受けた後、警察に被害届が提出されている等当該犯罪被害について警察が認知していること。

- (4) 犯罪による被害を受けた日から1年以内に第7条に規定する申請書を知事に提出すること。
- (5) 申請者が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 犯罪により住居が著しく損壊する等したために、従前の住居に居住することが困難となった被害者又は遺族
 - イ 犯罪による被害を受けた場所が、被害者の住居又はその付近であるなど、再被害のおそれ、二次的被害の発生その他の事情により、精神的に従前の住居に居住することが困難となった被害者又は遺族
 - ウ 本要綱に基づく転居費用助成金の交付を受けた後、転居先（県内に限る。）において再被害のおそれ又は二次的被害の発生により、再度の転居が必要であると認められる被害者又は遺族
 - エ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者
- (6) 申請者が未成年者の場合は、転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。

（助成に関する制限）

第5条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、転居費用助成金を交付しないことができる（第2号に該当する場合にあっては、交付しないものとする。）。

- (1) 申請者（遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者。次号において同じ。）が、他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けている場合
- (2) 申請者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる場合
- (3) その他転居費用助成金を交付することが社会通念上適切でないと思われられる場合

（転居費用助成金の額等）

第6条 転居費用助成金の額は、転居に関する次に掲げる費用の合計額とし、かつ、同一の事案について200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

- (1) 運送に要した費用
- (2) 荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要した費用
- (3) その他知事が認める費用

2 転居費用助成金は、同一の事案について、犯罪による被害を受けた時に居住していた住居から1回の転居に要した費用に限り、交付するものとする。ただし、知事は、第4条第5号ウに該当する場合は、前項に規定する金額の範囲内で、2回までの転居に関し、交付することができる。

（交付申請等）

第7条 被害者又は遺族は、転居費用助成金の交付を受けようとするときは、岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書の写し
 - (2) 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類（発行日から3か月以内の住民票の写し等）
 - (3) 被害者が被害を受けた犯罪が全治1か月以上の傷害の場合にあっては、全治日数を証明する書類（医師の診断書等の写し等）
- 2 被害者又は遺族は、前項の規定により提出する交付申請書兼実績報告書の内容が前3条の規定に適合することの確認その他の申請に関する支援を岐阜県犯罪被害者等支援調整会議の運営に関する要綱第5条に規定する支援コーディネーターに求めることができる。

（交付決定、交付額の確定等）

第8条 知事は、前条第1項に規定する交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、必要に応じて関係機関への照会を行う等により、その内容を調査するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による調査により転居費用助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及び交付額の確定を行い、岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金に係る交付決定等通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条第2項の規定による通知を受けた日から20日を経過する日とする。

（交付）

第10条 知事は、第8条の交付の決定及び交付額の確定を行ったときは、遅滞なく、申請者に転居費用助成金を交付するものとする。

（届出）

第11条 申請者は、第5条各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成制限事項該当届出書（別記様式第3号）により速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 申請者は、助成金の交付を受けた後に、加害者又はその関係者から転居費用の弁償を受けたときは、転居費用弁償届出書（別記様式第4号）に、その事実が確認できる書類を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第12条 知事は、次のいずれかに該当したときは、規則第17条第1項の規定により転居費用助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条各項の規定による届出を受けたとき。
 - (2) 第5条第1号若しくは第3号又は前条第2項に規定する場合に該当することが判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により転居費用助成金の交付の決定を受けたとき。
- 2 知事は、第5条第2号に該当することが判明したときは、規則第17条第1項の規定により転居費用助成金の交付の決定の全部を取り消すものとする。
- 3 知事は、前2項の規定により交付の決定を取り消した場合は、岐阜県犯罪被害者等支援に

係る転居費用助成金交付取消決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（返還）

第13条 前条第1項又は第2項の規定により交付の決定を取り消した場合において、転居費用助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に転居費用助成金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（個人情報の保護）

第14条 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

（調査）

第15条 知事は、必要に応じて、転居費用助成金の交付を受けた被害者又は遺族に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

（その他）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、転居費用助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る転居費用助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月5日から施行する。

別記

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

（申請者）

ふりがな
氏名

電話番号

被害者との続柄

（申請者が未成年者の場合）

保護者氏名

岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付申請書兼実績報告書

岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、交付の申請及び実績の報告をします。

記

- 1 犯罪による被害について（分かる範囲でご記入ください。不明な箇所は空欄で結構です。）

被害を受けた方	氏名	
	生年月日	年 月 日
被害を受けた時	年 月 日	
被害を受けた場所	（市区町村名）	
被害の概要		
取扱警察署	警察署	
被害届等受理番号		

2 転居年月日 年 月 日

3 転居前住居 〒 —

4 転居後住居 〒 —

5 交付決定等通知書送付先（どちらかにチェックを入れてください。その他の場合は送付先の住所も記入。）

転居後住居 その他 〒 _____

6 助成金の対象となる転居費用について、国、他の地方公共団体等他の公的な機関からの同様の助成の有無

なし あり（ _____ ）

7 申請者（遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しません。

はい いいえ

8 交付申請額

金 円	運送に要した費用、荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要した費用。 ただし、200,000円を超える場合は、200,000円とする。
-----	--

9 助成金振込先

振込口座	銀行・金庫・組合・農協	本店・	支店
	種別（当座・普通） 口座番号	口座名義	

10 添付書類

添付書類	<input type="checkbox"/> 転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類（発行日から3か月以内の住民票の写し等） <input type="checkbox"/> 被害者が被害を受けた犯罪が全治1か月以上の傷害の場合にあっては、全治日数を証明する書類（医師の診断書等の写し等） <input type="checkbox"/> 振込先預金通帳の表紙（口座番号及び口座名義が分かるもの）の写し 【注意】 ※住民票の写しその他の証明書については、発行日から3か月以内のもの ※住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
------	---

上記の内容に相違ありません。

なお、要綱に定める助成制限事項のいずれかに該当するに至ったとき、又は加害者若しくはその関係者から転居費用の弁償を受けたときは、速やかに届け出ます。

私が提供する個人情報、岐阜県、岐阜県警察及び公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターが転居費用助成制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者 _____（自署）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金に係る交付決定等通知書

年 月 日付けで交付の申請及び実績の報告のあった転居費用助成金について、下記のとおり岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定による交付の決定及び同規則第14条の規定による交付額の確定をしたので通知する。

記

1 助成金を交付します 助成金額 金 _____円

2 申請の取下げ

転居費用助成金の交付の申請をした者は、この決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から20日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事への届出

申請者は、助成を受けた転居費用について、岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は加害者若しくはその関係者から転居費用の弁償を受けたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

4 交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は助成金の返還を命ずる。

- (1) 申請者から岐阜県補助金等交付規則第8条の規定による申請の取り下げがあったとき。
- (2) 要綱第11条各項の規定による届出を受けたとき。
- (3) 要綱第5条第1号若しくは第3号又は要綱第11条第2項に規定する場合に該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により転居費用助成金の交付の決定を受けたとき。

要綱第5条第2号に該当することが判明した場合は、助成金交付決定の全部を取り消し、又は助成金の返還を命ずる。

5 その他 岐阜県補助金等交付規則及び要綱を順守すること。

助成制限事項該当届出書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

ふりがな
氏名

電話番号

被害者との続柄

（申請者が未成年者の場合）

保護者氏名

私は、岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第 号に該当する者となったので、要綱第11条第1項の規定により届け出ます。

（助成に関する制限）

第5条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、転居費用助成金を交付しないことができる（第2号に該当する場合にあっては、交付しないものとする。）。

- (1) 申請者（遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者。次号において同じ。）が、他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けている場合
- (2) 申請者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる場合
- (3) その他転居費用助成金を交付することが社会通念上適切でないと思えられる場合

転居費用弁償届出書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

ふりがな
氏名

電話番号

被害者との続柄

（申請者が未成年者の場合）

保護者氏名

このたび、加害者又はその関係者から転居費用のうち下記の金額について弁償されましたので、岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱第11条第2項の規定により、届け出ます。

記

1 転居費用助成金の交付決定を受けた年月日及び助成金額

年 月 日 円

2 今回弁償された金額 円

3 すでに弁償されている金額 円

4 未弁償の残額 円

5 添付書類

加害者又はその関係者から転居費用の弁償を受けたことが確認できる書類

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付取消決定通知書

岐阜県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条第1項又は第2項の規定により、転居費用助成金の交付の決定を取り消したので、通知します。

記

- 1 取消対象者氏名
- 2 取消対象助成金額 金 円
- 3 取消事由
 - (1) 要綱第12条第1項第1号に該当したため。
 - (2) 要綱第12条第1項第2号に該当したため。
 - (3) 要綱第12条第1項第3号に該当したため。
 - (4) 要綱第12条第2項に該当したため。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 本業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 本業務に関して知り得た個人情報を目的以外のために利用し、又は提供してはならない。

(適正管理)

第5 本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(注) この特記事項は、本業務に携わる全ての者に適用するものとする。